

IFRS解釈指針委員会報告

～連載開始にあたって～

IFRS解釈指針委員会の役割等について～

IFRS解釈指針委員会委員／富士通㈱財務経理本部IFRS推進室長 ゆ あ さ かづ お 湯浅 一生

はじめに

国際財務報告基準解釈指針委員会（IFRS解釈指針委員会、以下「委員会」という。）の委員を拝命してほぼ1年が経過した。前委員の鶯地隆継氏が、国際会計基準審議会（IASB）の理事に就任されたことに伴い、その後任として担当させていただいたものである。だが、筆者は公認会計士の資格もなく、企業の経理担当者として実務を経験してきただけである。委員会で取り扱う項目は全世界から持ち込まれ、多様で極めて複雑な案件が多い。2か月に1度開催される委員会に、非常に苦労しながらも何とか曲がりなりに議論に参加できたのは、企業会計基準委員会（ASBJ）をはじめ、監査法人あるいは他の企業の方々からも多くのご教示を賜ったお蔭である。当初、任期は鶯地氏の任期を引き継いで1年であったのだが、このほど国際財務報告基準財団（IFRS財団）の評議員会で再任のご承認をいただいた。あと3年間の任期で引き続き担当させていただくこととなった。我が国にとってIFRSへの関わり方が大変

重要になってくる時期に委員を担当させていただいていることを、率直に重く受け止めている。今後も多くの方々のご教示を賜りながら、大変僭越ではあるが微力を尽くす所存である。

本誌への寄稿は、以前からお声掛けいただいていたものを、再任をきっかけに委員会での議論の内容を少しでも皆様にフィードバックさせていただけたらと、お引き受けしたものである。初回は具体的な議論の内容に入る前に、そもそもの委員会の役割について記載する。特に筆者が就任してからも大きく見直しが行われており、何度も委員会としても議論してきた経緯がある。拙稿が読者の皆様の国際財務報告基準（IFRS）の理解の一助となれば幸いである。なお、文中意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添えておく。

IFRS解釈指針委員会の役割

委員会は、14名の委員と議決権を持たない議長から構成される。委員は監査法人、企業、学会、アナリストなど様々なバックグラウンドを持った専門家であり、地域的なバランス

も配慮して評議員会が任命する。通常の任期は3年で、1回の更新が可能である。議長は2011年7月から、国際問題対応ディレクターのWayne Upton氏が就任している。

ここ2年ほどの間、委員会の役割を強化する方向で見直しが行われてきた。これは、評議員会が2010年1月から開始している「戦略レビュー¹」の一環として実施され、2012年5月に「IFRS解釈指針委員会の効率性と有効性」に関する報告書²として公表された。報告書のイントロダクションに、委員会の役割として「現行IFRSの文脈で発生する広範囲の会計上の問題について適時に議論し、そうした問題についての権威あるガイダンスを提供すること」と記載されている（筆者仮訳）。

また、報告書の本文には、委員会の活動に関わる、以下の主要な改善提案が含まれている。

- より広範囲の「ツール」を使って、関係者からの要請に対応できるようにする
- アジェンダとして取り扱うか否かを決定する際に、単一の判断基準を適用する
- 委員会としてのコミュニケーション

ン、特にアジェンダとして取り上げない場合の説明方法を改善する

- ・ IASBとの連携を強化し、一致して問題に対処する

これらの内容について、従来の役割とも対比しながら詳細を述べる。

委員会が提供する様々な「ツール」

委員会は当初「解釈指針」を作成することが主要な役割とされていたのだが、2010年からは、基準の改訂文案を作成し、「年次改善」としてIASBに提案することも担当するようになった。ただ、IFRSの適用国が増えるに従って、適用に伴う問題への対応を委員会に求める声が高まってきた。こうしたニーズに応えるべく、年次改善の枠組みを超えた限定的な基準の改善をIASBに提案することもそのアウトプットに加えるとともに、教育資料や追加の例示の作成など、強制力のないガイダンスも委員会としてのツールとして利用することが提案されている。

アジェンダとして取り上げる基準

取り上げられる案件は、世界中誰でも提出することができ、提出された案件は基本的にすべて委員会で議論される。委員会の議論の前に「プレスクリーニング」を実施していた時期もあったと伺ったが、透明性を確保するため、2007年以降はすべての提出案件が公開の委員会の場で議論されることになっている。

案件の提出があると、まずスタッフが提出者に詳細をヒアリングした上で、委員会で審議されるペーパー

として取りまとめられる。提出者の同意がない限り、匿名性は確保される。その上で、従来は解釈指針の開発を前提とするか、年次改善とすることを念頭に置いて、それぞれの判断基準に基づいて委員会として検討を継続するか否か判断していた。だが、様々なアウトプットとしてのツールも増えたことから、もっと幅広くアジェンダとして取り上げて議論すべきかどうかを判断するという、柔軟性を高める方向である。

また、基準の解釈をタイムリーに、かつ限定的なスコープで行えるよう、改善が提案されている。こうした提案は、IFRS財団デュー・プロセス・ハンドブックの改訂に織り込まれる予定で、現在、公開草案が公表されている。

コミュニケーションの強化

委員会で取り扱う案件について、解釈指針の作成に至るものに比較して、アジェンダとして取り上げないと結論付けられるものが圧倒的に多いのがこれまでの実情であった。このことから、委員会はIFRSの問題解決よりも、なぜ取り上げないかを議論することに時間をかけているのではないか、といった批判があった。また、アジェンダとして取り上げない理由を記載すること（Rejection notice）で、デュー・プロセスを経ない解釈と受け止められるケースもあった。

こうした懸念を踏まえ、Rejection noticeの位置付けは、権威ある解釈とはならないというスタンスを維持しながらも、基準が明確であるため

にアジェンダとして取り上げないという結論に至った場合には、その理由を明確に記載する、十分な説明を加え、さらに、コメント期間を従来の30日から60日に延長するなどの改善を行っている。また、教育資料を含む様々なツールを使うことも、コミュニケーションの改善につながると考えられる。

IASBとの連携

従来から委員会とIASBとの連携がうまく取れていないように見えるケースがあり、実際にIASBでの議論と委員会での議論を繰り返して、結論に至るまでに年単位の時間がかかっていることもあった。現在は、常に少なくとも3名のIASB理事が委員会に出席しており、議長のUpton氏を通じて連携を深めるといった対応が実施されている。委員会の役割が拡大したとはいえ、あくまでもIASBの活動を支援するというスタンスであり、今後とも連携の強化は継続していくことになる。

最後に

これらの改善策は、筆者が委員を担当するようになる前から既に開始されているものが多い。2011年7月の委員会から、2か月おきに既に6回の委員会に参加させていただいたが、その間にも取組みの仕方が変わってきている。傾向としては、より具体的なガイダンスを積極的に出す方向に向かっていると感じる。ただ、原則主義とされるIFRSの中で、適用上の課題解決のためにルールペー

スのガイダンスになってはならないということは、委員の共通認識である。委員会では、文字どおり世界中からあらゆる分野の案件が持ち込まれ、非常に難しい判断を求められる。どこまでのガイドラインを出すべきか、どこまでを作成者や監査人の判断に委ねるのか、常に意識しておく必要があると痛切に思う。

まだまだ未熟な委員で恥じ入る次第だが、2012年1月から、2人の日本人研究員がIASBに派遣され、奇しくも2人とも委員会のスタッフとして活躍することになった。坂口和宏氏と吉村健一氏で、3月の委員会からそれぞれアジェンダを担当して発表した。いずれも活発な議論を誘発して、見事なプロジェクトマネージャーとしてのデビューを果たしている。彼らがIASBに常駐していることで、筆者としては大変心強く思っている。

次回からは、時にこの2人の助言を得ながら、実際の委員会で議論した内容について順次ご報告させていただく。

〈注〉

1 2012年2月、評議員会は戦略レビューの報告を公表している。
<http://www.ifrs.org/NR/rdonlyres/37493F6D-3E73-4ED8-A993-23D57BC76B68/0/TrusteesStrategyReviewFeb2012.pdf>

日本語訳はASBJのウェブサイトで入手できる（会員限定）。
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/others/20120220_lmtd.jsp

2 Report on the Trustees' Review of Efficiency and Effectiveness of

IFRS Interpretations Committee
<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/IC+review+May+2012.htm>